

第 18 回信州公衆衛生学会総会資料

日時:2024 年 8 月 31 日(土) 9:50~10:20

場所:Web 開催(Zoom)

審議・報告事項

1. 2023 年度事業報告(案)

1)2023 年度 事業報告案

- ① 2023 年 8 月 26 日(土)に長野県飯田合同庁舎(飯田市)において、松岡裕之先生(飯田保健福祉事務所)を大会長とし、第 17 回信州公衆衛生学会総会が現地開催のみで開催された。大会長講演、特別講演、一般口演 38 演題の発表が行われた。参加者数は 122 名だった。同日行われた総会における審議事項は全て承認された。
- ② 学会誌「信州公衆衛生雑誌」1 冊:第 18 巻第 1 号を発刊した。
- ③ 理事会を 3 回開催した。第 1 回理事会(2023 年 6 月 3 日)は信州大学医学部、第 2 回理事会(2023 年 8 月 26 日)は長野県飯田合同庁舎、第 3 回理事会(2024 年 3 月 23 日)は信州大学医学部で開催された。
- ④ 信州公衆衛生学会 News Letter No.33, No.34 を発行した。
- ⑤ 2023 年度入会者は 56 名、退会者は 60 名(内、単年度会員 47 名)だった。
2024 年 4 月 1 日現在、会員数 262 名。

2)2023 年度決算書(案)

(総会資料1)

2. 2023 年度会計監査報告

(総会資料2)

3. 2024 年度事業計画(案)

1)2024 年度事業計画案

- ① 第 18 回信州公衆衛生学会は、2024 年 8 月 31 日(土)に東御市中央公民館(東御市)において、岡田真平先生(日本健康運動指導士会長野県支部)を大会長とし、開催する。
- ② 学会誌「信州公衆衛生雑誌」の電子ジャーナル化は第 19 巻より行う。
「信州公衆衛生雑誌」3 冊:第 18 巻第 2 号、第 19 巻抄録号(学会抄録集)、第 19 巻論文号(論文号)を発刊する。
- ③ 信州公衆衛生学会 News Letter を 2 回(春秋)発行する。

2)2024 年度予算書(案)

(総会資料3)

4. 学会役員の人事

1) 顧問会員

- ①就任 馬島園子 顧問(長野県栄養士会会長)

2) 理事

- | | | |
|-----|-------|-----------------------|
| ①退任 | 廣田直子 | 理事(松本大学大学院健康科学研究科) |
| | 白上むつみ | 理事(全国保健師長会長野県支部) |
| | 川原一郎 | 理事(松本歯科大学病院) |
| ②就任 | 青木雄次 | 理事候補者(松本大学大学院健康科学研究科) |
| | 藤澤里美 | 理事候補者(全国保健師長会長野県支部) |
| | 山賀孝之 | 理事候補者(松本歯科大学) |

5. 信州公衆衛生学会規程の改定について (総会資料4)

6. 信州公衆衛生学会投稿規程の改定について (総会資料5)

7. その他

以上

決算書(案)

2023年度一般会計収支決算書

1. 収入の部

科目	2023年度決算額	2023年度予算額	差異 (2023決算-2023予算)
(1) 会費収入	975,000	855,000	120,000
会員会費収入	882,000	764,000	118,000
過年度会費収入	81,000	91,000	-10,000
次年度分以降会費収入	12,000	0	12,000
(2) 事業収入	44,000	115,000	-71,000
広告料収入	33,000	110,000	-77,000
総会当日参加費	11,000	5,000	6,000
総会当日雑誌収入	0	0	0
特別セミナー等収入	0	0	0
(3) その他	4,177	5,000	-823
寄付金	0	0	0
文献権利許諾使用料(メテオ等)	4,176	5,000	-824
雑収入(利息等)	1	0	1
(4) 借入金	115,449	371,032	-255,583
当期収入合計(A)	1,138,626	1,346,032	-207,406
前期繰越金(B)	35,568	35,568	0
収入合計(C) (C)=(A)+(B)	1,174,194	1,381,600	-207,406

2. 支出の部

科目	2023年度決算額	2023年度予算額	差異 (2023決算-2023予算)
(1) 事業費	840,460	1,052,000	-211,540
① 機関紙費	649,658	852,000	-202,342
印刷製本費	607,200	802,000	-194,800
発送費	42,458	50,000	-7,542
校正費	0	0	0
② 総会ポスター費	56,842	50,000	6,842
印刷費	50,600	30,000	20,600
発送費	6,242	20,000	-13,758
③ 助成金支出	133,960	150,000	-16,040
総会開催助成金支出	133,960	150,000	-16,040
④ 特別セミナー等運営費	0	0	0
会議費	0	0	0
事務人件費	0	0	0
(2) 管理費	333,734	329,600	4,134
① 運営費	316,564	324,600	-8,036
理事会費	772	0	772
事務人件費・業務管理委託費	315,792	324,600	-8,808
② 事務費	17,170	5,000	12,170
郵便振替手数料	16,417	1,000	15,417
通信費	84	3,000	-2,916
消耗品費	669	1,000	-331
(3) 予備費	0	0	0
当期支出合計(D) (当期収支差額)	1,174,194 -35,568	1,381,600 -35,568	-207,406
次期繰越金(E) (E)=(C)-(D)	0	0	0
支出(当期支出+次期繰越)合計	1,174,194	1,381,600	-207,406

※1 理事 ¥6,000×19人=¥114,000・普通会員 ¥3,000×210人=¥630,000
 単年度会員 ¥3,000×46人=¥138,000・学生会員 ¥500×0人=¥0

2023 年度会計監査報告

2023 年度会計について、監査を実施した結果、帳簿・証拠書等いずれも適正に
処理されていることを確認しました。

2024年 8月 21日

監事 小松 仁 

2024年 8月 21日

監事 高塚伸介 

予算書(案)

2024年度一般会計収支予算書

1. 収入の部

科目	2024年度予算額	2023年度決算額	差異 (2024年度予算-2023 年度決算)
(1) 会費収入	897,000	975,000	-78,000
会員会費収入	804,000	882,000	-78,000
過年度会費収入	93,000	81,000	12,000
次年度分以降会費収入	0	12,000	-12,000
(2) 事業収入	38,000	44,000	-6,000
広告料収入	33,000	33,000	0
総会当日参加費	5,000	11,000	-6,000
総会当日雑誌収入	0	0	0
特別セミナー等収入	0	0	0
(3) その他	3,500	4,177	-677
寄付金	0	0	0
文献権利許諾使用料(メテオ等)	3,500	4,176	-676
雑収入(利息等)	0	1	-1
(4) 借入金	107,600	115,449	-7,849
当期収入合計(A)	1,046,100	1,138,626	-92,526
前期繰越金(B)	0	35,568	-35,568
収入合計(C) (C)=(A)+(B)	1,046,100	1,174,194	-128,094

2. 支出の部

科目	2024年度予算額	2023年度決算額	差異 (2024年度予算-2023 年度決算)
(1) 事業費	710,000	840,460	-130,460
① 機関紙費	560,000	649,658	-89,658
印刷製本費	518,000	607,200	-89,200
発送費	42,000	42,458	-458
校正費	0	0	0
② 総会ポスター費	0	56,842	-56,842
印刷費	0	50,600	-50,600
発送費	0	6,242	-6,242
③ 助成金支出	150,000	133,960	16,040
総会開催助成金支出	150,000	133,960	16,040
④ 特別セミナー等運営費	0	0	0
会議費	0	0	0
事務人件費	0	0	0
(2) 管理費	336,100	333,734	2,366
① 運営費	318,600	316,564	2,036
理事会費	1,000	772	228
事務人件費・業務管理委託費	317,600	315,792	1,808
② 事務費	17,500	17,170	330
郵便振替手数料	16,000	16,417	-417
通信費	500	84	416
消耗品費	1,000	669	331
(3) 予備費	0	0	0
当期支出合計(D) (当期収支差額)	1,046,100	1,174,194	-128,094
次期繰越金(E) (E) = (C)-(D)	0	0	0
支出(当期支出+次期繰越)合計	1,046,100	1,174,194	-128,094

3. 借入金残高

科目	2024年度	2023年度	差異 (2024年度-2023年度)
借入金残高	223,049	115,449	107,600

※1 2024年4月1日付の人数(予測)
 理事 ¥6,000×19人=¥114,000・普通会員 ¥3,000×250人=¥750,000・単年度会員 ¥3,000×10人=¥30,000
 学生会員 ¥500×0人=¥0

※2 2024年4月1日付の人数(予測)
 3年未納 ¥9,000×2人=¥18,000・2年未納 ¥6,000×8人=¥48,000・1年未納 ¥3,000×17人=¥51,000

信州公衆衛生学会規程

平成19年 9月 1日 改定

平成21年 8月 29日 改定

平成27年 8月 22日 改定

令和元年 8月 24日 改定

令和3年 8月 28日 改定

令和4年 8月 27日 改定

令和5年 8月 26日 改定

令和6年 8月 31日 改定

(名称)

第1条 この学会は信州公衆衛生学会（以下「学会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この学会は事務局を長野県松本市旭3丁目1-1におく。

(目的)

第3条 この学会は、公衆衛生学の進歩発展と会員相互の研鑽を図り、もって長野県及びわが国の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(会員)

第4条 会員の種別は次のとおりとする。

1 普通会员

この学会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納めるもの

2 名誉会員

この学会に特に功労のあった者で、学会総会の決議をもって推薦した者

下記の会長就任による顧問会員が退職等により、その責務を外れた場合、顧問会員から名誉会員へ変更とする

3 顧問会員

この学会の運営に功労のある者で、学会総会の決議をもって推薦した者

特に、公衆衛生活動を担い、当学会に近接な組織である県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、県栄養士会については、その現職会長を顧問会員とする。

4 単年度会員

学会総会の筆頭演者、共演者及び機関誌の筆頭演者、共著者であり、その発表のために、当該年度の会

費を納める者

5 学生会員

学会総会のみ参加を希望する者

第5条 普通会員になろうとする者は、入会申込書に当該年度の会費を添えて、提出しなければならない。

② 普通会員は、会費をその年度の6月末日までに納入しなければならない。ただし、入会の場合はこの限りではない。

第6条 会員は、学会総会で研究を発表し、かつニュースレター)の無償配布をうけることができる。

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員の資格を失う。

- 1 本人より退会の申し出があったとき。
- 2 3年以上会費を滞納したとき。
- 3 死亡したとき。
- 4 単年度会員で入会した場合、翌年度の4月1日になったとき。
- 5 学生会員は、学会総会が終了したとき。

(役員)

第8条 この学会に次の役員をおく。

- | | |
|----------------------|------|
| 1 理事長 | 1名 |
| 2 副理事長 | 1名 |
| 3 学術大会長 (以下大会長という) | 1名 |
| 4 副学術大会長 (以下副大会長という) | 3名以内 |
| 5 理事 | 若干名 |
| 6 監事 | 2名 |

② 会長は任期中、理事とする。ただし理事の定数外とする。

第9条 会長は、理事会の推せんにより学会総会で選出する。

- ② 理事長は、理事の互選により選出する。
- ③ 副理事長は理事長の指名により理事会で承認する。
- ④ 理事は別に定める規程により選出する。
- ⑤ 監事は理事会の議決により理事長が委嘱する。

第10条 大会長は学会総会・学術大会を開催する。

- ② 副大会長は、大会長を補佐し大会長事故のあるときは、あらかじめ指名された副大会長がその職務を代理する。
- ③ 理事長は学会を代表して会務を掌理する。
- ④ 理事長および理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。
- ⑤ 理事長事故のあるときは、副理事長がその職務を代理する。
- ⑥ 理事は庶務、会計、ニュースレターの編集及びその他の会務を分掌する。
- ⑦ 理事は理事会を組織し、重要事項を審議する。
- ⑧ 監事は以下の職務を行なう。

- 1 学会の会計の状況を監査すること。
- 2 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 3 財産の状況又は業務の執行について、法令、規程若しくは寄付行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 4 前号の報告を行うため必要があるときは、臨時学会総会を招集すること。

第11条 会長の任期は、前回の学会総会・学術大会終了の翌日から、今回の学会総会・学術大会終了の日までとする。

- ② 理事長の任期は2カ年とする。
- ③ 理事及び監事の任期は2カ年とする。
- ④ 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ⑤ 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、尚その職務を行なう。

(理事会)

第12条 理事会は必要に応じ理事長がこれを招集する。ただし、理事の3分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

- ② 理事会に議長をおき、理事長がこれにあたる。

第13条 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、当該事業について書面をもって予め意思表示を行なった者は出席者とみなす。

- ② 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第14条 理事会は、本規程に定められたもののほか、次の事項を審議するものとする。

- 1 学会総会に付議する事項
- 2 学会総会より委任された事項
- 3 その他理事長が必要と認めた事項

第15条 理事会を傍聴しようとする会員は、その所属氏名を事前に通知しなければならない。役員会は傍聴者所属氏名を役員会記録に留めなければならない。

(学会総会・学術大会)

第16条 学会総会は毎年1回大会長が招集し、議長には大会長があたり、会務報告及び議案の審議を行う。

- ② 議案の審議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- ③ 学術大会は学会総会と同日に実施し、公衆衛生及びこれに関連する研究および調査の発表を行う。

第17条 会員以外の者は、学会の定める手続きを経て参加費を納入し会員になれば、学会総会に出席し、傍聴及び討議の際の発言をなすことができる。

(委員会等)

第18条 この学会に編集委員会をおく。

- ② 編集委員会に関する規程は、理事会の議決を経てこれを定める。

第19条 この学会に委員会をおくことができる。

② 委員会の設置、任務、運営等については理事会の議決を経て定める。

第20条 この学会に分科会をおくことができる。

② 分科会の設置は、理事会の議決を経て総会において決定する。

(学会賞)

第21条 この学会は、会員の業績を顕彰し、公衆衛生に関する研究を奨励するために学会賞をもうける。学会賞は、奨励賞、優秀論文賞とする。

② 奨励賞、優秀論文賞の選考は理事会で行い、**学会**総会の承認を受けるものとする。

(会計)

第22条 学会及び学会総会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

② 会費は年3,000円とする。

③ 学会**及び総会**の予算は、**(臨時)**学会総会の承認を受けなければならない。

④ 学会**及び総会**の決算は、**(臨時)**学会総会の承認を受け、ニュースレターに掲載し報告しなければならない。

⑤ 学会**及び総会**の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

⑥ 名誉会員、顧問は、会費の納入を要しない。

⑦ 理事の会費は年6,000円とする。

⑧ 学生会員の学会総会参加費は500円とする。

(事務局)

第23条 学会に、学会事務局および学会総会・**学術大会**事務局をおく。

②学会事務局の**規程**は理事会の議決を経て定め、学会総会・**学術大会**事務局の**規程**はそのつど**大会長**が定める。

(規程改正等)

第24条 本**規程**の変更は、**学会**総会の議を経て会員の書面審議により、回答者の3分の2以上の同意を得て決定される。

(付則)

第1条 この規則は平成17年7月22日から施行する。

第2条 設立準備委員の職にある者は、この**規程**により代表理事及び理事が選出されるまでの期間その任にあるものとする。

第3条 理事は、世話人が移行し、総会の承認を得て、その任に当たるものとする。

信州公衆衛生学会総会一般演題抄録投稿規程

原稿の募集

1. 信州公衆衛生学会総会に一般演題を発表される方は、抄録の提出をお願いします。発表者（著者）は、連名者を含め全員本学会会員に限ります。
2. プログラム作成の都合上、口演発表・ポスター発表ではなく、誌上発表のみの場合もあります。
3. 原稿は、和文のみとし、本文・図表・文献を含めて A4 用紙で 2 枚、マイクロソフト社の Word で作成し、フォーム入力、e-mail もしくは磁気媒体（USB、CD-R）にて事務局へ提出してください。
4. カラーの図表は、不可です（印刷は、白黒になります）。
5. 原稿の採否は、編集委員会で査読後、決定し、書き直しをお願いすることがあります。

執筆要領

1. 表題、著者名、所属機関名、キーワード（5 語以内）、要旨（250 字程度）、本文、文献の順としてください。原稿は、横書き、新かなづかいとし、算用数字、SI 単位を基本とする単位（m、cm、ml、dl、g、kg、秒、分等）を使用してください。フォントは、MS 明朝体を使用し、サイズは、表題のみ 12 ポイント太字、他は、全て 10.5 ポイント標準としてください。また、本文以下は、2 段組みとしてください。
2. 本文は、目的、方法、結果、考察、（謝辞）とし、簡潔で平易な文章としてください。
3. 図表の数は、枚数内に収まれば制限を設けませんが、できるだけ簡潔なものとしてください。
4. 文献は、5 個以内とし、引用した箇所の右肩に番号を付し、引用順に記載してください。雑誌名は、医学中央雑誌および Index Medicus に従った略記とし、
雑誌は、著者名：表題. 誌名 巻：始項-終項. 発行年.
著書は、著者名：表題. 書名（編集者）. 始項-終項. 発行所. 発行年.
の順に記載してください。著者は、最初の 3 名以内とし、それ以上は「他」、「et al.」としてください。

（例）

- 1) 久保田美穂, 柳沢茂, 佐々木隆一郎, 他 : 結核化学予防の服薬状況に関する一考察 —結核集問感染事例の調査結果から—. 日本公衛誌 50 : 605-612. 2003.
- 2) Sasaki R, Sakurai R, Aoki K, et al. : Cohort study on association of malignant neoplasms among the pulmonary tuberculosis patients in Nagoya TB Registry. J Epidemiol 2 (Supple) : 89-95. 1992.
- 3) 佐々木隆一郎 : スクリーニング. 疫学 (日本疫学会). pp.151-162. 南江堂. 1996.

倫理規程

疫学研究に関する倫理指針（平成 14 年 6 月 17 日、文部科学省・厚生労働省）、人体を対象とする場合は、ヘルシンキ宣言に基づいた科学のおよび倫理的規範、動物を対象とする場合は、動物愛護の精神に基づくことが必要です。研究によっては、所属施設の倫理委員会またはこれに準じたものの承認が必要となります。

公開範囲とライセンス、著作権

学会総会の一般演題抄録は、有料（制限付き）アクセスとなります。
抄録の著作権は、信州公衆衛生学会に帰属します。

ライセンス確認

投稿者は、投稿時に著作権とライセンスの確認を行った旨の書面を提出します。

信州公衆衛生雑誌投稿規程

1) **投稿資格** 本会会員に限る。共著の場合は、全員が会員であることを必要とする。

2) **投稿原稿の種類** 以下のとおりとする。

総説	研究・調査論文の総括及び解説
論説	公衆衛生活動、政策、動向など
原著	独創的な研究論文及び科学的な観察（他誌に未発表のもの）
短報	独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文
公衆衛生活動報告	公衆衛生活動に関する実践報告
症例報告	公衆衛生上有用な症例報告
資料	公衆衛生上有用な資料
会員の声	掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の報告など

3) **投稿原稿の執筆要領**

- a) 原稿の形式は、表紙、抄録（800字以内、総説・論説には不要）、本文、文献、表、図の説明、図の順序とし、なるべく簡潔、平易な記述が望ましい。原稿には著者の判断により200語以内の英文抄録を付けることができる。英文抄録の構成は、和文抄録に準じ、専門家によるチェックを受けること。
- b) 用紙は、A4判を用いる。マイクロソフト社のWordを用いて、横書き1行25字×32行＝800字を1枚とする。原稿作成時、行番号を各ページの左側に付ける。
- c) 表紙の記載順序は、投稿原稿の種類、和文題名、著者名、所属名・所在地、欧文題名、著者名ローマ字、所属・所在地欧文名、内容別索引作成に必要なKey words（5個以内とし、欧文名と日本語名を記入する）、20字以内のランニング・タイトル、本文総枚数、図、表の枚数、別刷希望部数とする。編集部への希望事項は、別紙に記入して添付する。
- d) 本文の項目分けは、次のようにする。
I. …、A. …、1. …、a. …、(1) …。
- e) 書体と用語は、明瞭な字体で、口語体、ひらがな文で書き、なるべく日本医学用語委員会制定の用語を用い、十分推敲した原稿とする。句読点、括弧を正確に付け、1字分として空ける。欧文で記載される原語は、欧文タイプで記入する。薬品名は、一般名を使用する。動物、植物、細菌などの学名は、2命名法によってイタリック体で記載する。一般に略語として意味が通じるもの以外は、略語の使用は極力避ける。やむを得ず、略語を用いる場合は、最初に必ずフルスペリングを記載すること。
- f) 度量衡の単位は、原則としてSI単位を用い、次の例に準じ、符号の後に点を付けない。
(例) m mm μm nm l ml μl kg g mg μg mg/dl ppm °C Bq Gy sec min hr
- g) 図・表は、刷り上がり1頁以内に収まるようにする。原寸大で印刷できるように写真等を組み合わせせてセットされたものが望ましい。文字や印は、縮小、拡大を考慮してレタリング等で直接原図に入れる。挿入箇所は、原稿の欄外に図1、表1のように記載する。図表の中の文字、説明は、欧文でもよいが、長文の場合は、欧文校閲の必要性が生ずるので和訳を付すこと。顕微鏡写真の場合は、その倍率の記載に注意すること。原寸大で準備されていない場合は、縦横の対比に注意し、縮小された場合にもよく判読しうるように作製されていること。
- h) 引用文献は、引用した箇所の右肩に番号を付し、引用順に記載する。引用雑誌の略称は、欧文雑誌の場合、“INDEX MEDICUS”に、和文雑誌の場合、医学中央雑誌に従った略記とする。
雑誌は 著者名：表題. 誌名 巻：始頁-終頁. 発行年.
著書は 著者名：表題. 書名（編集者）. 始頁-終頁. 発行所. 発行年.
の順に記載する。ただし、著者は、最初の3名以内のみとし、それ以上のときは、「他」または「et

al.」とする。

(例)

- 1) 久保田美穂, 柳沢茂, 佐々木隆一郎, 他 : 結核化学予防の服薬状況に関する一考察—結核集団感染事例の調査結果から—。日本公衛誌 50 : 605-612. 2003.
- 2) Sasaki R, Sakurai R, Aoki K, et al. : Cohort study on association of malignant neoplasms among the pulmonary tuberculosis patients in Nagoya TB Registry. J Epidemiol 2 (Supple) : 89-95. 1992.
- 3) 佐々木隆一郎 : スクリーニング. 疫学 (日本疫学会) . pp.151-162. 南江堂. 1996.
- i) 倫理規程 疫学研究に関する倫理指針 (平成14年6月17日、文部科学省・厚生労働省)、人体を対象とする場合は、ヘルシンキ宣言に基づいた科学的及び倫理的規範、動物を対象とする場合は動物愛護の精神に基づくことが必要である。研究によっては、所属施設の倫理委員会またはこれに準じたものの承認が必要となる。
- j) 利益相反 本学会の医学研究の利益相反 (Conflict of Interest : COI) に関する指針に基づき、本文の最後に下記の例に従い、記載すること。
「本研究は〇〇の資金提供を受けた。」
「〇〇の検討にあたっては、〇〇から測定装置の提供を受けた。」
「利益相反なし。」
- 4) **原稿の採否** 投稿原稿の採否と掲載順序の指定は、編集委員会において決定する。論文は、2名以上の編集委員 (必要に応じて編集部が適当と認めた者を含める) によって査読され、論文内容の加除訂正を求めることがある。
- 5) **校正** 校正は、初校のみ著者が責任をもって行う。校正に際して原文の変更あるいは追加を認めない。
- 6) **別刷** 希望者は、各自、pdf を印刷する。
- 7) **掲載料** すべて無料とする。
- 8) **原稿の送り先** 公式ホームページの雑誌投稿ページの投稿フォームから提出する。投稿フォームから送信できない場合は、(〒390-8621) 松本市旭 3-1-1 信州大学医学部 衛生学公衆衛生学教室内 信州公衆衛生学会事務局 s_kouei@shinshu-u.ac.jp にメールにて送付する。メールが使えない場合は、持参または郵送とし、原稿にコピー2部を添付する。
- 9) **公開範囲とライセンス** 論文は、オープンアクセスとし、ライセンスは、CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止) とする。
- 10) **ライセンス確認** 投稿者は、投稿時に著作権とライセンスの確認を行った旨の書面を提出する。
- 11) **信州公衆衛生学会総会一般演題抄録** 信州公衆衛生学会総会一般演題抄録は、本規程にかかわらず別に定める信州公衆衛生学会総会一般演題抄録投稿規程による。

令和6年4月11日最終改定

信州公衆衛生学雑誌掲載著作物に関する著作権規程

本誌に掲載された論文等の著作権、複製権及び公衆送信権 (送信可能化権を含む) に係わる権利等は、信州公衆衛生学会に帰属します。

著作権譲渡契約書

Copyright Transfer Agreement – SSPH

論文管理番号	MS000	誌名	信州公衆衛生雑誌
論文題名			
著者（共著者含む）			

信州公衆衛生学会（以下「本会」）は、以下の条件に基づき『信州公衆衛生雑誌』への掲載をいたします。

著者は、以下の権利のほか、これに限定されない論文のすべての著作権および権利を本会に譲渡します。

- 1) 補足資料を含む記事をあらゆる形式およびすべてのメディアで（現在または将来いつでも）公開、配布、コピー、表示、保存、商業的利用、およびその他の方法で使用する。
- 2) 本条に基づく翻訳、抜粋又は二次的著作物を作成し、当該翻訳、抜粋又は派生物において 1) に定めるすべての権利を行使すること。
- 3) 1)および2)の全部または一部を行うために他者にサブライセンスを付与すること。

著者は、以下を保証します。

- A) 本契約に署名する著者は、すべての著者から本契約を締結する権限を与えられています。
- B) この論文は、オリジナルかつ未発表であり、他誌等への掲載は、検討されていません。
- C) 著者は、論文の著作権の唯一の著者および唯一の所有者であり、論文は、既存の著作権またはその他の第三者の権利を侵害しません。他の情報源からの資料が論文に含まれている場合は、適切な許可が得られ、本契約に添付して提出します。
- D) 論文の作成にはその完全性、提示された事実が真実かつ正確であること、および、記事のいかなるものもわいせつ、中傷的、名誉毀損的ではなく、プライバシーの権利を侵害するものがないことを保証するために十分な注意が払われています。

本規約は日本の法律に準拠し解釈します。

本会は、以下に示したクリエイティブコモンズライセンスの下で本誌及び論文を公開します。

CC BY-NC-ND 4.0（表示-非営利-改変禁止 4.0 国際）ライセンス

このライセンスは、同じ条件でクレジットされている限り、誰でもダウンロードして共有することを許可しますが、いかなる方法でも変更したり、商業目的で使用したりすることはできません。（詳細は <http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>）

なお、学会総会の一般演題抄録については、有料（制限付き）アクセスとして公開します。

著者は上記全てを同意した上で署名を行います。

署名（筆頭または責任著者）

.....
署名著者の氏名を活字入力ください

.....
住所

.....
日付

[信州公衆衛生学会 Shinshu Society of Public Health]

学会事務局: 〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1 信州大学医学部 衛生学公衆衛生学教室

Tel: 0263-37-2622 Fax: 0263-37-3499

SSPH_CTA-CC-BY-NC-ND 202403